

処 分 基 準

平成12年 8 月23日作成

法 令 名：自転車防犯登録を行う者の指定に関する規則
根 拠 条 項：第9条
処 分 の 概 要：指定団体の指定の取消し
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め： <ul style="list-style-type: none">・ 自転車防犯登録を行う者の指定に関する規則第1条第2号（指定の基準）・ 自転車防犯登録を行う者の指定に関する規則第7条（是正又は改善の勧告）
処 分 基 準： <p>自転車防犯登録を行う者の指定に関する規則第9条各号のいずれかに該当するときは、指定団体の責めに帰すべき事由がない場合又は悪性がごく軽微な場合であって、是正等することができ、かつ、現に是正等しようとしているとき等を除き、指定を取り消すこととする。</p>
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課(係)
備 考：